

○応急仮設住宅といえば



102戸/宮城県名取市(入居前日の5月2日に鈴木取材)



同名取市仮設住宅団地



同名取市仮設住宅の室内

上記3つの写真の団地は「仮設住宅と言えばこの仕様」というほど一般的なプレハブメーカーによるものです。

- ・長屋形式で全棟が同じ方向を向いています。
- ・軽量鉄骨造で屋外に鉄筋ブレースが露出しています。
- ・間取は専有面積に合わせて数タイプあり、奥行は皆同じなので間口で対応しています。標準は5.46m×5.46m=9坪の2DKです。
- ・断熱材使用し、バリアフリーにも配慮しています。
- ・家電製品、最低限の日用品(布団、鍋等)も支給されています。
- ・102戸と大所帯のため、集会場もあります。既存住宅街の中で交通の便も悪くなさそうでした。

○3・11 東日本大震災において

□戸数

・応急仮設住宅の発注計画

各県の発注計画累計戸数=72,290戸(4月19日付 国交省住宅局付)内、住団連の生産能力=62,290戸。これは、1万戸を地元業者等によるものと仮定しています。



必要戸数=52,340戸・着工済戸数=51,787戸(計画の98.9%)・完成戸数=49,124戸(計画の93.8%)
(9月5日付 国土交通省住宅局)

□供給にかかる問題と対応

東北地方太平洋沖沿岸では高台・平地が少ない ⇒

- ・公営住宅等を活用して災害救助法に基づく避難所又は応急仮設住宅を設置した場合にも国庫負担の対象となるので、積極的に被災者の受入れを当てるように要請しています
 - ・公有地、民有地に関わらず、必要・合理的な範囲で造成費は災害救助法の国庫補助の対象
- 福島第一原子力発電所事故により、住家に被害が無いけれど住めない ⇒
- ・住家に直接被害がなくても、長期にわたり自らの住家に居住できない場合には提供できます。(以上、国交省による運用通知)

【支援】

・家電製品6点セット(TV、洗濯機、冷蔵庫、炊飯器、電子レンジ、電気ポット)は日本赤十字社を通じた海外義援金により提供されます。

□団地、住宅における問題

- ・短期間想定建物：基本となる2年ほどでの復興は厳しいです
- ・孤立化：もともとのコミュニティの維持が望ましいです
- ・立地：仕事・買い物・通院に不便です
- ・建物：狭いです
- ・断熱性能(結露)、バリアフリーとプライバシーの確保します

○プレハブ建築協会

□協会の目的

プレハブ建築協会は、プレハブ建築の健全な普及および発展を図ることで、わが国建築の近代化を推し進め、国民経済の繁栄と国民生活の向上に寄与することを目的として、建設省、通商産業省(当時)の共管により、昭和39年1月31日に設立されました。

□社団法人プレハブ建築協会の特徴

- ・建築生産の近代化、合理化を推し進め、住宅の工業生産化を発展させるための技術開発・需要開発を2つの柱として、我が国住宅産業の中核的役割を果たすため、建設省、通商産業省(当時)の共管により設立された社団法人です。
 - ・技術開発・需要開発のための事業として、工業化工法の確立、施工技術の研究・調査、そしてこれに伴う各種の試験を行うことにより、安全性、居住性・耐久性等が優れた安定した品質の住宅を需要者に供給することができるよう、プレハブ住宅の健全な普及・発展を図るために、住宅産業界および関連各業界・消費者に対する幅広い啓蒙活動を行っている団体です。
 - ・性能が優れ、安定した品質の住宅を需要者に供給するため、「プレハブ住宅を供給するための自主管理規準」を策定しております。
- この規準は、当協会会員各社が販売する住宅の品質の向上を図るとともに、販売した住宅に対する品質の保証、アフターサービス等について会員各社が準拠しなければならない規準を示したものです。
- ・よりよい住宅を多くの人々に供給するため、プレハブ住宅コーディネーター等の教育体制を確立しています。
 - ・消費者の相談窓口としてサービス部を設置し、プレハブ住宅についてのあらゆる相談に応じております。

引用：プレハブ建築協会 HP

□応急仮設住宅の仕様など

(1) 応急仮設住宅の面積

- 単身用：19.8㎡程度(6型：6坪相当)
 - 小家族用(2~3人)：29.7㎡程度(9型：9坪相当)
 - 大家族用(4人以上)：39.6㎡程度(12型：12坪相当)
- 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は、平均29.7㎡(9坪相当)を基準とします。

(2) 応急仮設住宅のタイプ

応急仮設住宅には、組立タイプとユニットタイプがあります。

(3) 標準仕様

玄関、台所、居室、キッチン、浴室、トイレなど。なお、手すりなどのお年寄りへの配慮は標準仕様としております。

(4) 特別仕様

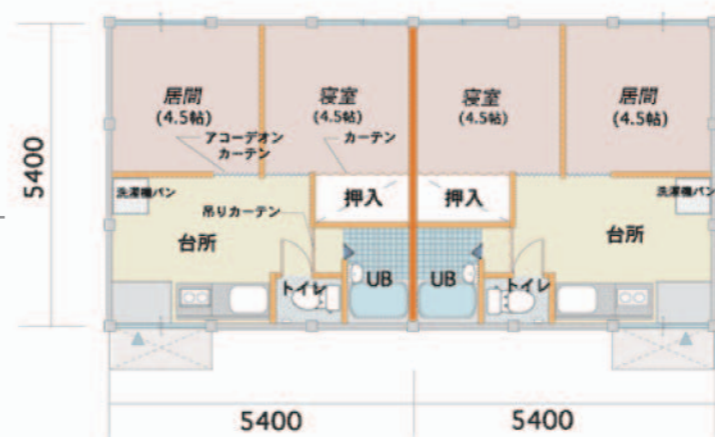
建設地の気象などに配慮して寒冷地対策、積雪対策、強風対策などを施しております。

(5) 福祉仮設住宅

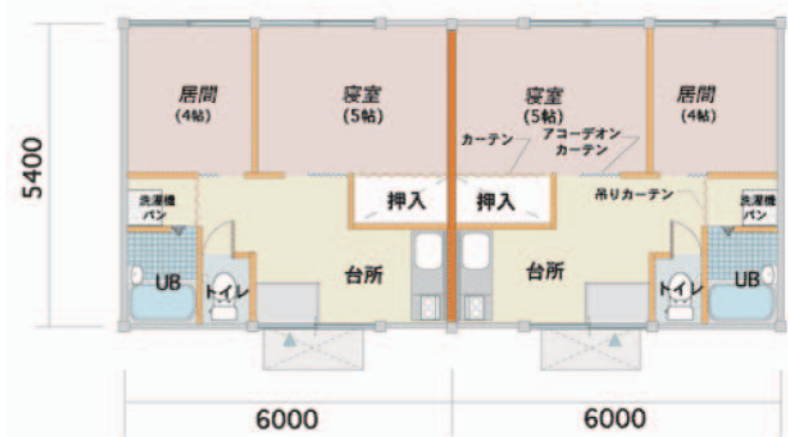
老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者などであって日常生活上特別な配慮を要する複数の被災者が利用できる施設として福祉仮設住宅が設置できます。

(6) 集会場

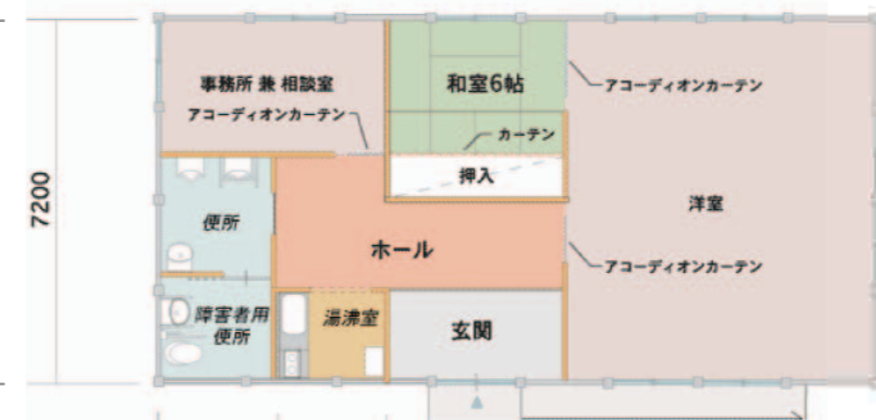
災害救助法では、被災者が生活を送るための行事・催しもの・会合ができるように、50戸に50㎡、100戸に100㎡程度の集会場を設置することができるようになっております。集会場に加えて、和室、キッチン、多機能トイレを設け、入り口はスロープとし、高齢者などが使用することにも配慮しております



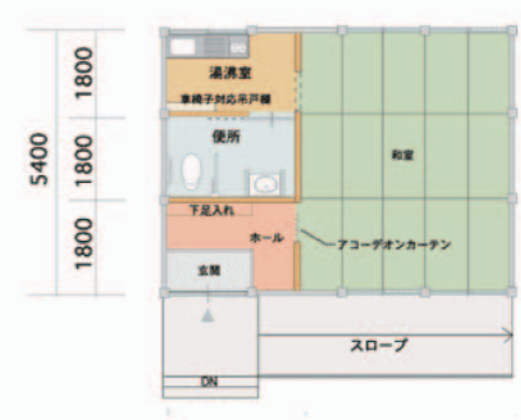
組立タイプ：
1800~1840mmが基本モジュール



ユニットタイプ：
2200~2400mm(幅)×5400mm、6300mm、7200mm(長さ)が1ユニットの基本モジュールで、これを連結する方式。



集会場(組立ハウス 約100㎡)



談話室(組立ハウス 38.9㎡)

引用：プレハブ建築協会 HP

○プレハブ建築協会によるほぼ独占的な供給

都道府県は、個別にプレハブ建築協会と「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結しています。つまり、プレハブ建築協会が十分な供給能力を提供できる意向があるとすると、他の建設業者が応急住宅の建設に参加するのは難しいのが現状です。

3月28日までに、プレハブ建築協会(東京都千代田区)は、震災を受けた岩手、宮城、福島の3県から合計3万2800戸の仮設住宅の建設要請を受けました。協会では急速、それぞれの県に現地建設本部を設置し、各県の災害担当部署と協力しながら、仮設住宅を建設する場所や戸数、住宅の仕様の確定といった作業に当たっています。

出典：岩下繁昭『プレハブ応急仮設住宅の現状と抱える問題』